

警察庁訓令第2号

衛星秘密等の保全に関する訓令を次のように定める。

平成16年2月4日

警察庁長官 佐藤 英彦

衛星秘密等の保全に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条 - 第4条）

第2章 管理体制（第5条 - 第7条）

第3章 衛星秘密等の取扱い（第8条 - 第16条）

第4章 雑則（第17条 - 第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察庁における衛星秘密等の保全に関し、警察庁における文書の管理に関する訓令（平成13年警察庁訓令第8号）の特例その他必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 衛星秘密 内閣衛星情報センターが人工衛星の利用その他の手段により得た画像情報若しくは内閣衛星情報センターが管理する情報収集衛星若しくはその地上局等のシステムに関する情報又はこれらの情報を記録した文書、図画（画像を含む。以下同じ。）若しくは電磁的記録若しくはその記録媒体で、内閣情報官がその定めるところにより秘密とすべきものとして指定したものをいう。
- (2) 二次的衛星秘密 衛星秘密を利用して作成（複製を含む。以下同じ。）した文書、図画又は電磁的記録若しくはその記録媒体で、警察庁の衛星秘密管理者又はその職務に相当する職務に従事する他の行政機関の職員がそれぞれの所属する機関の定めるところにより秘密とすべきものとして指定したものをいう。

- (3) 衛星秘密等 衛星秘密及び二次的衛星秘密をいう。
- (4) 内閣情報官等 内閣情報官及び警察庁の衛星秘密管理者の職務に相当する職務に従事する他の行政機関の職員をいう。

(秘密区分)

第3条 警察庁が保有する衛星秘密等は、次の各号に掲げる秘密の保全の必要度に応じて、機密、極秘又は秘のいずれかに区分するものとする。

- (1) 機密 秘密の保全が最高度に必要であって、その漏えいが我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要施策の遂行に重大な損害を与えるおそれがあるもの
- (2) 極秘 機密に次ぐ程度の秘密の保全が必要であって、その漏えいが我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他内閣の重要施策の遂行に損害を与えるおそれのあるもの
- (3) 秘 極秘に次ぐ程度の秘密の保全が必要であって、関係職員以外の者に知らせてはならないもの

2 秘密区分の指定並びにその変更及び解除は、衛星秘密管理者が行うものとする。

(内閣官房等から提供された衛星秘密等の取扱い)

第4条 内閣官房又は他の行政機関から提供された衛星秘密等に関するこの訓令の規定の適用については、内閣情報官等がその所属する機関の定めるところにより秘密区分を指定した衛星秘密等は、衛星秘密管理者が前条の定めるところにより同等の秘密区分を指定したものとみなす。

2 衛星秘密管理者は、内閣情報官等がした秘密区分の指定について意見があるときは、内閣情報官等に申し出るものとする。

第2章 管理体制

(衛星秘密管理者)

第5条 警察庁に衛星秘密管理者1人を置き、警備局長をもって充てる。

2 衛星秘密管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 衛星秘密等の保全に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 秘密区分の指定に関すること。
- (3) 二次的衛星秘密の作成並びに衛星秘密等の交付及び伝達に係る許可に関する

ること。

- (4) 衛星秘密等の保全に関する内閣情報官等との連絡に関すること。
- (5) 衛星秘密等の保全に必要な施設、保管庫、資機材等の整備及び維持管理に関すること。
- (6) 衛星秘密等の保全に関する検査に関すること。
- (7) 衛星秘密等の保全に関する教養に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、衛星秘密等の保全に関する事務の総括に関すること。

(衛星秘密補助管理者)

第6条 警察庁に衛星秘密補助管理者1人を置き、警備局警備企画課長をもって充てる。

- 2 衛星秘密補助管理者は、衛星秘密管理者の事務を補助する。

(衛星秘密保全責任者等)

第7条 警察庁に衛星秘密保全責任者1人を置き、衛星秘密補助管理者が警備局警備企画課の職員のうちから指定する者をもって充てる。

- 2 衛星秘密保全責任者は、衛星秘密等の保管、管理簿の記載その他衛星秘密等の保全を適切に実施するための事務を行う。
- 3 衛星秘密管理者は、衛星秘密保全責任者が指定されたときは、遅滞なく、その官職及び氏名を内閣情報官に通知するものとする。
- 4 衛星秘密補助管理者は、警備局警備企画課の職員のうちから、衛星秘密保全責任者の事務を補助する者を指定することができる。

第3章 衛星秘密等の取扱い

(衛星秘密取扱者)

第8条 衛星秘密管理者は、第3条に定める秘密区分ごとに、秘密の保全の必要度に応じて、衛星秘密等を取り扱う業務に従事することのできる職員(以下「衛星秘密取扱者」という。)を指定するものとする。

- 2 前項の指定に当たっては、取り扱う秘密区分及び職務の内容にふさわしい者を選定するとともに、その人数及び範囲は必要最小限にとどめるものとする。
- 3 衛星秘密管理者は、衛星秘密取扱者を指定したときは、遅滞なく、その官職、所属、氏名その他必要事項を内閣情報官に通知するものとする。

(衛星秘密等の取扱いの制限)

第9条 衛星秘密取扱者以外の職員は、衛星秘密等を取り扱う業務に従事してはならない。

- 2 衛星秘密等を取り扱う業務は、衛星秘密管理者が別に定めるところにより、衛星秘密管理者が指定する施設内において行うものとする。
- 3 衛星秘密取扱者は、衛星秘密等が探知され、収集され又は破壊されないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 衛星秘密等は、衛星秘密保全責任者が保管するものとする。

(衛星秘密等の接受)

第10条 衛星秘密取扱者は、内閣官房又は他の行政機関の職員から衛星秘密等を接受したときは、異常の有無を確かめた後、それを衛星秘密保全責任者に提出するものとする。

- 2 衛星秘密保全責任者は、前項の規定により衛星秘密取扱者から衛星秘密等の提出を受けたときは、速やかに、登録番号、秘密区分その他必要事項を別記様式第1号又は別記様式第2号の衛星秘密等管理簿（以下「管理簿」という。）に記載するものとする。

(衛星秘密を利用した文書等の作成)

第11条 衛星秘密取扱者は、衛星秘密等を利用して文書、図画又は電磁的記録若しくはその記録媒体を作成しようとするときは、衛星秘密管理者の許可を受けるとする。

- 2 衛星秘密管理者は、前項の許可をする場合には、内閣情報官の承認を得るものとする。
- 3 衛星秘密取扱者は、第1項の許可を受けて衛星秘密等を利用して文書、図画又は電磁的記録若しくはその記録媒体を作成するときは、衛星秘密補助管理者又はその指定する別の衛星秘密取扱者の立会いの下にそれを行うものとする。
- 4 衛星秘密取扱者は、前項の業務を他人に委託してはならない。
- 5 衛星秘密取扱者は、第3項の業務が終了したときは、作成した文書、図画又は電磁的記録若しくはその記録媒体を衛星秘密保全責任者を経て衛星秘密補助管理者に提出するものとする。

(秘密区分の指定)

第12条 衛星秘密管理者は、前条の規定により衛星秘密等を利用した文書、図画又は電磁的記録若しくはその記録媒体が作成されたときは、速やかに秘密区分を指定するものとする。

2 前項の規定により指定する秘密区分は、利用した衛星秘密等について内閣情報官等が指定した秘密区分と同等以上のものでなければならない。

3 衛星秘密管理者は、第1項の秘密区分の指定を行うに際し、秘密にしておく期間（以下「秘密期間」という。）を定めなければならない。

4 衛星秘密補助管理者は、第1項の規定により秘密区分が指定されたときは、速やかに、衛星秘密保全責任者に登録番号、秘密区分、秘密期間その他必要事項を管理簿に記載させるものとする。

5 衛星秘密管理者は、内閣情報官等から衛星秘密等の秘密区分の指定を変更し又は解除した旨の通知を受けたときは、速やかに、その衛星秘密等を利用して作成された二次的衛星秘密の秘密区分の指定を変更し又は解除するものとする。ただし、その二次的衛星秘密に別の秘密が含まれている場合は、この限りでない。

6 第4条第2項の規定は、秘密区分の指定の変更又は解除について準用する。
（秘密区分及び秘密期間の表示）

第13条 衛星秘密補助管理者は、前条第1項の規定により秘密区分が指定されたときは、衛星秘密保全責任者に対し、その二次的衛星秘密に秘密区分及び秘密期間を表示させるものとする。

2 衛星秘密補助管理者は、二次的衛星秘密の秘密区分又は秘密期間の指定が変更され又は解除されたときは、衛星秘密保全責任者に前項の表示を変更させ又は抹消させるものとする。

3 第1項の規定による表示の様式は、別記様式第3号に定めるとおりとする。
（衛星秘密等の交付及び伝達）

第14条 衛星秘密取扱者は、他人に衛星秘密等を交付（貸出しを含む。以下同じ。）し又は伝達しようとするときは、衛星秘密管理者の許可を受けるものとする。

2 衛星秘密管理者は、前項の許可をする場合には、内閣情報官の承認を得るものとする。

3 衛星秘密取扱者は、第1項の許可を受けて他人に衛星秘密等を交付したとき

は、速やかに、その旨を衛星秘密保全責任者に通知するものとする。

- 4 衛星秘密保全責任者は、前項の通知を受けたときは、速やかに、交付先その他必要事項を管理簿に記載するものとする。
- 5 衛星秘密取扱者は、第1項の許可を受けて他人に衛星秘密等を交付するときは、別記様式第4号の受領証に受領者の署名及び認印を徴するものとする。ただし、これが困難である場合には、別の方法により受領の確認を求めるものとする。
- 6 衛星秘密取扱者は、衛星秘密等をファクシミリ、電子メールその他これに類する方法により送信するときは、衛星秘密管理者が別に定める方法によるものとする。
- 7 衛星秘密取扱者は、衛星秘密等を電話により伝達するときは、衛星秘密管理者が別に定める方法によるものとする。
- 8 衛星秘密管理者は、衛星秘密等を他人に伝達するときは、前2項に掲げるもののほか、秘密の保全に関する注意の喚起、盗聴の防止その他必要な措置を講ずるものとする。

(衛星秘密等の運搬)

第15条 衛星秘密取扱者は、衛星秘密等を運搬しようとするときは、運搬の目的及び運搬先について衛星秘密保全責任者の確認を受けるものとする。

- 2 衛星秘密取扱者は、前項の確認を受けて衛星秘密等を運搬するときは、次の方法によるものとする。
 - (1) 自ら携行すること。
 - (2) 衛星秘密等の形状、大きさ及び材質に応じ、不透明質の封筒又は包装を二重にして封かんするなど、包装を厳重にすること。
 - (3) その他衛星秘密管理者の定める方法によること。
- 3 前2項の規定は、衛星秘密管理者が別に定める場合については、適用しない。

(衛星秘密等の廃棄等)

第16条 衛星秘密保全責任者は、衛星秘密等の保存期間が満了したときは、衛星秘密補助管理者の指定する職員の立会いの下、これを廃棄するものとする。

- 2 衛星秘密等を保管し又は所持する職員は、秘密を保全するためやむを得ない理由があり、かつ、他に秘密を保全する手段がないと認めるときは、自ら衛星

秘密等を廃棄することができる。この場合において、その職員は、遅滞なく、その旨を衛星秘密保全責任者に通知するものとする。

- 3 衛星秘密管理者は、前項の規定による廃棄がされる場合には、内閣情報官の承認を得るものとする。ただし、連絡の手段がない場合又はそのいとまがない場合には、この限りでない。
- 4 衛星秘密管理者は、内閣情報官から交付された衛星秘密の返却を求められたときは、速やかに、衛星秘密保全責任者にそれを返却させるものとする。ただし、返却することが困難又は不適當である場合その他のやむを得ない理由がある場合は、内閣情報官の承認を得て、衛星秘密補助管理者の指定する職員の立会いの下、衛星秘密保全責任者にそれを廃棄させることができる。
- 5 衛星秘密等の廃棄は、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他確実に秘密が保全される方法によるものとする。
- 6 衛星秘密保全責任者は、衛星秘密等が廃棄され又は内閣情報官に返却されたときは、速やかに、その旨を衛星秘密管理者に報告するとともに、管理簿に記載するものとする。
- 7 衛星秘密管理者は、衛星秘密保全責任者から衛星秘密等の廃棄又は返却について報告を受けたときは、速やかに、内閣情報官にその旨を通知するものとする。

第4章 雑則

(起案用紙)

第17条 衛星秘密等に用いる起案用紙の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

(検査及び教養)

第18条 衛星秘密管理者は、別に定めるところにより、衛星秘密等の保全に関する検査を実施するものとする。

- 2 衛星秘密管理者は、別に定めるところにより、衛星秘密等の保全に関する教養を実施するものとする。

(事故発生時の措置)

第19条 衛星秘密管理者は、衛星秘密等が漏えいし、紛失し、若しくは破壊されたとき又はそのおそれがあるときは、直ちにその旨を内閣情報官に通知するとともに、事故の状況及び原因を早急に究明するものとする。この場合において、

衛星秘密管理者は、判明した事故の状況及び原因を、逐次、内閣情報官に通知しなければならない。

- 2 警察庁長官は、衛星秘密等が漏えいし、紛失し、又は破壊されたときは、施設、保管庫、資機材等の整備、臨時の検査又は教養その他衛星秘密等の保全に関し必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第20条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、衛星秘密管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成16年2月4日から施行する。

(警察庁における文書の管理に関する訓令の一部改正)

第2条 警察庁における文書の管理に関する訓令の一部を次のように改正する。

第68条の見出しを「(適用除外)」に改め、同条中「法律及びこれに基づく命令」を「法律若しくはこれに基づく命令又は他の訓令」に改める。

別記様式第1号（第10条、第12条、第14条及び第16条関係）

（衛星秘密等管理簿（文書、図画又は電磁的記録））

警察庁の登録番号 （文書、図画又は 電磁的記録）	種 別	件 名	記載事由
	文書・図画・電磁的記録		収受・作成
	文書・図画・電磁的記録		収受・作成
	文書・図画・電磁的記録		収受・作成

収受又は作成 年 月 日	交付元機関及び所属	秘密区分	担当衛星 秘密取扱者
	内閣情報官・他機関（ ）、所属（ ）	機密・極秘・秘	
	内閣情報官・他機関（ ）、所属（ ）	機密・極秘・秘	
	内閣情報官・他機関（ ）、所属（ ）	機密・極秘・秘	

衛星秘密の登録番号	二次的衛星秘密の 登 録 番 号	秘密期間満了 年 月 日	保存期間満了 年 月 日	交 付 年 月 日

交付先及び部数	返却又は 廃棄の別	返却又は廃棄 年 月 日	備 考
	返却・廃棄		
	返却・廃棄		
	返却・廃棄		

備 考

- 「記載事由」欄には、第10条第2項の規定により記載する場合は「収受」に、第12条第4項の規定により記載する場合は「作成」に、それぞれ 印を付ける。
- 「衛星秘密の登録番号」欄には、衛星秘密を収受した場合は当該衛星秘密の登録番号

を、二次的衛星秘密を収受又は作成した場合は当該二次的衛星秘密の作成に当たり利用された衛星秘密の登録番号を記載する。

- 3 「二次的衛星秘密の登録番号」欄には、二次的衛星秘密を収受した場合は当該二次的衛星秘密の登録番号を、二次的衛星秘密を作成した場合は当該二次的衛星秘密の作成に当たり直接利用された二次的衛星秘密の登録番号を記載する。

別記様式第2号（第10条、第12条、第14条及び第16条関係）

（衛星秘密等管理簿（記録媒体））

警察庁の登録番号 （記録媒体）	媒体種別	件名	記載事由
			収受・作成

収受又は作成 年月日	交付元機関及び所属	秘密区分	担当衛星 秘密取扱者
	内閣情報官・他機関（ ）、所属（ ）	機密・極秘・秘	

衛星秘密の登録番号	二次的衛星秘密の 登録番号	秘密期間満了 年月日	保存期間満了 年月日	交付 年月日

交付先及び部数	返却又は 廃棄の別	返却又は廃棄 年月日	備考
	返却・廃棄		

警察庁の登録番号 （文書、図画又は 電磁的記録）	件名	収受又は作成 年月日	交付元機関及び所属
			内閣情報官・他機関（ ）、所属（ ）
			内閣情報官・他機関（ ）、所属（ ）
			内閣情報官・他機関（ ）、所属（ ）

秘密区分	担当衛星 秘密取扱者	秘密期間満了 年月日	保存期間満了 年月日	廃棄 年月日	備考
機密・極秘・秘					
機密・極秘・秘					
機密・極秘・秘					

備 考

- 1 「記載事由」欄には、第10条第2項の規定により記載する場合は「収受」に、第12条第4項の規定により記載する場合は「作成」に、それぞれ 印を付ける。
- 2 「衛星秘密の登録番号」欄には、衛星秘密を収受した場合は当該衛星秘密の登録番号を、二次的衛星秘密を収受又は作成した場合は当該二次的衛星秘密の作成に当たり利用された衛星秘密の登録番号を記載する。
- 3 「二次的衛星秘密の登録番号」欄には、二次的衛星秘密を収受した場合は当該二次的衛星秘密の登録番号を、二次的衛星秘密を作成した場合は当該二次的衛星秘密の作成に当たり直接利用された二次的衛星秘密の登録番号を記載する。

別記様式第3号（第13条関係）

衛星機密 （無期限）
号

衛星極秘 （無期限）
号

衛星秘 （無期限）
号

衛星機密 （年月日まで）
号

衛星極秘 （年月日まで）
号

衛星秘 （年月日まで）
号

別記様式第4号（第14条関係）

受 領 証	
登録番号	
秘密区分	
交付所属	警察庁 局 課
交付者の官職及び氏名	
上記の衛星秘密等を受領しました。 平成 年 月 日	
受領機関名	
受領者の官職及び氏名	印

別記様式第5号(第17条関係)(A)

起案月日	平成 年 月 日	秘密区分	機密・極秘・秘	
決裁終了月日	平成 年 月 日	秘密期間		
施行月日	平成 年 月 日	文書番号		
施行注意				
件名				
上記のことについて別紙のとおり			してよろしいか伺います。 します。	
<p>長 官</p> <p>次 長</p> <p>官 房 長</p> <p>総括審議官 総務課長 理事官 課長補佐</p> <p>企 画 官</p> <p>警 備 局 長 警備企画課長 理事官 課長補佐</p>				
分 類	大分類		原議保存期間	30・10・5・3・1・1未
	中分類		保存期間満了日	平成 年 月 日
	小分類		延長後満了日	平成 年 月 日
ファイル名			保存上注意事項	
公開処理	公表・開示・部分開示・不開示		不開示理由	1・2・3・4・5・6号
備考欄			起案者	課 係 (番)

別記様式第5号(第17条関係)(B)

起案月日	平成 年 月 日	秘密区分	機密・極秘・秘	
決裁終了月日	平成 年 月 日	秘密期間		
施行月日	平成 年 月 日	文書番号		
施行注意				
件名				
上記のことについて別紙のとおり			してよろしいか伺います。 します。	
警備局長				
警備企画課長 理事官 課長補佐 係長				
課長 理事官 課長補佐 係長				
分類	大分類		原議保存期間	30・10・5・3・1・1未
	中分類		保存期間満了日	平成 年 月 日
	小分類		延長後満了日	平成 年 月 日
ファイル名			保存上注意事項	
公開処理	公表・開示・部分開示・不開示		不開示理由	1・2・3・4・5・6号
備考欄			起案者	課 係 (番)

備 考

- 1 「分類」欄には、文書管理訓令第37条第1項に規定する行政文書分類基準に従い、当該衛星秘密等の属する大分類・中分類・小分類を記載する。
- 2 「ファイル名」欄には、当該衛星秘密等の属する行政文書ファイルの名称を記載する。起案時において行政文書ファイルの名称が不明である場合は、行政文書ファイルを取りまとめた時点で記載する。
- 3 「原議保存期間」欄には文書管理訓令別表第4の行政文書保存期間基準に従った原議の保存期間を、「保存期間満了日」欄には保存期間の満了する日を、それぞれ記載する。
- 4 「延長後満了日」欄には、保存期間を延長した場合に、保存期間の満了日を記載する。
- 5 「保存上注意事項」欄には、衛星秘密等を取得した機関において、当該機関の文書管理に関する定めに反しない限りにおいて特定の保存期間を設定するよう依頼するときなど、衛星秘密等を取得した機関に対し当該衛星秘密等を保存する場合の注意事項として伝達すべき事項がある場合に、その内容を記載する。
- 6 「公開処理」欄には、当該衛星秘密等の公表の有無及び当該衛星秘密等について仮に情報公開法に基づく開示請求がなされた場合の起案の時点における処分案について、該当項目に 印を付ける。部分開示又は全部不開示とする場合は、「不開示理由」欄の、該当する不開示情報に 印を付ける。

